平成30年度

第14回和歌山市農業委員会議事録

日 時 平成30年8月10日(金曜日) 13時00分 開会

場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第3号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について

出席委員(17名)

1番 宇治田清治

2番 山本 宏一

3番 土橋 ひさ

5番 曽根 光彦

6番 坂東 紀好

8番 湯川 德弘

9番 藤井 幹雄

10番 岩橋 章

11番 和田 好夫

12番 藤井 髙

欠席委員(2名)

4番 有本 太一

7番 吉中 雅三

出席職員

農業委員会事務局

長 田村 佳紀 局

課 長 奥谷 知彦

課 長 清滝 篤樹 副

班 長 中川 拓哉

企 画 員 井口小都美

事務副主任 殿元 輝之 事務副主任 稲垣 良典

事務副主任 東 健太

主 事 河原 千春 13番 廣井 伸多

14番 辻本 傑

15番 吉川 松男

16番 大河内壽一

17番 山本 茂樹

18番 谷河 績

19番 中村 弘

- ◆田村局長 それでは、定刻が参りました します。 ので、第14回農業委員会総会を開催いた します。谷河会長よろしくお願いします。
- ◆会長(谷河 績)ただいまより、第14 回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中17名で、定足数に の合意解約通知で3件ありました。 達しておりますので、総会は成立していま

去る7月27日、山本茂樹委員、土橋委 員、廣井委員によりまして現地調査並びに 事情聴取が行われています。後ほど報告方 よろしくお願いします。なお、本日の総会 に有本委員、吉中委員から都合により欠席 したい旨、ご連絡がありましたので、ご報 告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2 項に規定する議事録署名委員は、曽根委員、 の規定による届け出について、説明いたし 坂東委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただ きます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定 に規定する農業用施設の届出で1件ありま による届出について、説明いたします。

- ◆稲垣 事務副主任 番外 説明いたしま す。本件は、農地法第3条の3第1項の規 定による届出があったもので、9件ありま した。内容は全て相続による所有権の取得 です。また、本届出に対して受理書を交付 しておりますが、本受理書は権利の移動等 の効力を発生させるものではありません。 以上です。
- ◆会長(谷河 績)この報告事項について、ご了承いただけますか。 ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

13時00分 開会 それでは、ご了承いただけたことといた

報告事項 農地法第18条第6項の通知に ついて、説明いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。 本件は、農地法第18条第6項の賃貸借

なお、No2及びNo3はそれぞれ利用 権の解約であり、議案第7号農用地利用集 積計画についてのNo1と関連しています。 以上です。

◆会長(谷河 績)この報告事項について、 ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号 ます。

◆東 事務副主任 番外、説明します。 本件は、農地法施行規則第29条第1号 した。

No1申請地は西和佐地区・・、和歌山 インターチェンジの南約・・・mに位置し ています。申請人は、経営面積6,123 ㎡を有する農家です。既存の農業用倉庫が 道路用地として買収されたことに伴い、新 規の農業用倉庫が必要となったため届出を するものです。以上です。

◆会長(谷河 績)この報告事項について、

「ハイと言うものあり。」 それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第4条第1項の規定によ 済みです。以上です。 る農地転用届出について、説明いたします。 ◆会長(谷河 績)この報告事項について、

◆東 事務副主任 番外、説明します。 ご了承いただけますか。

本件は、農地法第4条による市街化区域 内の農地転用の届出で5件ありました。平 成30年7月9日付、19日付、30日付 します。 で受理通知書を交付しています。以上です。 議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事

「ハイと言うものあり。」

ご了承いただけますか。

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第5条第1項の規定によ る農地転用届出について、説明いたします。 助金交付要綱第5条の規定に基づいたもの ◆東 事務副主任 番外、説明します。

内の農地転用の届出で13件ありました。 付で受理通知書を交付しています。

2とNo10は賃貸借権設定です。また、 No8は開発許可済となっております。以 以上です。 上です。

ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農用地利用配分計画の認可につ 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適 いて、説明いたします。

◆稲垣 事務副主任 番外 説明いたしま ◆井口企画員 番外 説明いたします。本

す。なお、7月6日付で県知事による認可

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた

◆会長(谷河 績)この報告事項について、 業に伴う遊休農地の証明願について、提案 いたします。

◆河原主事 番外 説明いたします。

机上に対象農地の写真を配付しておりま すのでご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補 で、補助金の交付申請にあたり遊休農地証 本件は、農地法第5条による市街化区域 明書を添付する必要があり、借受予定者か ら証明願が1件ございました。対象農地は 平成30年7月9日付、19日付、30日 田のみで面積は1,817㎡です。遊休農 地証明書交付の可否についてご審議願いま なお、No1は使用貸借権設定で、No す。なお、対象農地については議案第7号 No3で利用権の設定を上程しております。

◆会長(谷河 績)議案第1号について、 ◆会長(谷河 績)この報告事項について、 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第1号は可決と決定しました。 格者証明願について、提案いたします。

す。本件は、農地中間管理事業の推進に関 件は、租税特別措置法第70条の6第1項 する法律第18条第4項の規定に基づき、 の規定による相続税納税猶予に関する適格 県知事より認可されたもので、3件ござい 者証明書の申請があったもので、2件ござ ました。合計面積は田が11,951㎡でいました。いずれも、相続人から、耕作を

継続する旨の誓約書が添付されております。 ないため許可要件の全てを満たしています。 以上です。

◆会長(谷河 績)議案第2号について、 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ので、議案第2号は可決と決定しました。 議案第3号 農地法第2条の農地でない旨 の証明願について、提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付 基準に基づき、証明願の提出が1件ござい について説明いたします。 ました。

No1昭和28年頃より宅地として利用 している。またNo1については、非農地 証明の交付条件(5)の土地であって (7)から(9)の条件を満たしていると 思われます。以上です。

◆会長(谷河 績)議案第3号について、 説明が終わりましたが、この議案について、 産物及び有機加工食品の企画開発・販売等 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ので、議案第3号は可決と決定しました。 議案第4号 農地法第3条の規定による許. 可申請について、提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許 可申請で4件ありました。No1からNo 4については、調査の結果、耕作等に支障 がないこと、当該農地の権利を取得しよう とする者は、下限面積要件を満たし、その 取得後において全ての農地を効率的に耕作 を行い農作業に常時従事すると認められる など、農地法第3条第2項各号には該当し

また、No1とNo2は互いの土地を交 換するものです。

なお、No4については、譲受人が経営 している農地の一部が耕作されていなかっ たため、現地調査並びに事情聴取を行って ご意見、ご質問がないようでございます おりますので担当の委員さんから報告があ ります。以上です。

- ◆会長(谷河 績)なお、No4につきま して、現地調査並びに事情聴取を行ってい ますので廣井委員さん報告願います。
- ◆ 1 3 番(廣井伸多) 議案第 4 号 N o 4

去る7月27日に山本委員、土橋委員、 事務局殿元副主任と共に現地調査並びに事 情聴取を行いました。申請地は県道井ノ口 秋月線のすぐ南側で、東側には紀伊風土記 の丘カースクールがあります。申請人は現 在・・歳で・・・・・に居住し、・・・ ・にある・・・・・・・という有機農 を行う会社に勤務していました。その縁で 有機農法に興味を持ち、自身も有機農業に ご意見、ご質問がないようでございます 携わりたくなり、・年前に・・・・に・・ ・・・㎡を借りて有機農業を始めました。 そこではオクラ、玉ねぎ、キャベツ、人参 等を栽培し主に・・・・・・に出荷 しています。その際有機JASを取得しま した。その後・・・から実家近くの・・に 引っ越し、利用設定権で・・・・・㎡を本 申請地の一筆の南隣に本年・月に借り受け ました。更なる事業規模拡大の為に耕作地 を探していた所、知人を介して後継者がい ない譲渡人から本申請地を3条取得する事 となり今回の申請に至る事となりました。

本申請にあたり事務局殿元副主任が・・

・の農地と和歌山市内の農地を現地調査し たところ、・・・の農地に関しては一部の み耕作、和歌山市の農地は耕作の跡が見ら れませんでした。事情聴取でその点につい て質問すると緑肥を植えたり、春に収穫を 済ませた農地であったり、家庭の事情によ り以前一緒に耕作していたご主人が・・・ ・・・に勤務せざるを得なくなり、その分 一人で賄いきれない部分もあったとの回答 でした。幸いにも家庭の事情も目途がたち、 再びご主人と一緒に耕作できるので今後は 全部耕作しますとの力強いお言葉を頂き、 和歌山市の農地も年1回の有機JAS取得 受付が済次第耕作するとの事。作付品目も 新たにレタス、豆類、大根等を増やす予定 です。農機具については一式所有し、有機 栽培には欠かせないハンマーナイフモアと いう自走式草刈機も所有しているとの事。 最後に有機農法といっても隣接の農家に緑 肥と雑草の誤解を受けない事、圃場管理を きちんとして雑草の放置で迷惑をかけない 事、その集落のルールを守る事など事務局 清瀧副課長から話され、申請人の言質をと りました。

ご主人もまだ・・歳と若く、パートも現在の一人から増員して対応するとの事で特に問題は無いと思われますが皆様の慎重なご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 ◆会長(谷河 績)ありがとうございました。

ただいま、議案第4号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定に よる許可申請に対する意見について、提案 いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

N o 1 申請地は、山口地区・・・、山口小学校の南東約・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は現在マンションに住んでいますが、実家及び耕作地に近い当該申請地へ新たに住宅を建築するため、転用するものです。

No2申請地は、和佐地区・・・、河南 サービスセンターの東約・・・mに位置し、 概ね500m以内に市の支所がある、第2 種農地に該当します。申請者は農業を営ん でおりますが、以前から農地の縮小を考え ていたところ、建設業を営む・・・・から 土砂、砕石、重機等の資材置場として貸し てほしいとの申出があったため、転用する ものです。

No3申請地は、和佐地区・・、河南総合体育館の南約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請地北側に隣接する申請者の自宅が老朽化し、建替え工事を行う必要があり、そのための通路として転用するものです。なお、農用地の除外もされております。以上です。◆会長(谷河績)議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」 ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第5号は可決と決定しました。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定に よる許可申請に対する意見について、提案 いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。 No1申請地は、紀伊地区・・、北サービスセンターの北東約・・・mに位置し、 概ね500m以内に市の支所がある、 第2種農地に該当します。申請者は運送業 を営んでおり、事業の拡大に伴い、現在の 出張所が手狭となってきたことから、代替 地として転用するものです。

なお、開発許可申請中で特定事業許可申 請中です。

No2申請地は、小倉地区・・、紀伊小倉駅の北約・・・mに位置し、概ね300 m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は自営業を営んでおり、近隣からの需要があることから駐車場及びその進入路として転用するものです。

No3 申請地は、三田地区・・、交通センター前駅の南西約・・・mに位置し、概ね500m以内に鉄道の駅がある、第2種農地に該当します。申請者は寝具類製造販売業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在の社員用駐車場が手狭となってきたことから、代替地として転用するものです。

No4 申請地は、岡崎地区・・、岡崎小学校の北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は建設用部品の販売業を営んでおり、申請地が現在、役員邸の擁壁の役割を果たしていることから、将来他の用途に転用されることを防ぐため、山林として取得するものです。

No5 申請地は、安原地区・・、紀北 養護学校の東約・・・mに位置し、概ね1 0ha以上の規模の一団の農地の区域内に あるため第1種農地に該当しますが、集落 に接続される住宅その他日常生活上又は業 務上必要な施設であり、不許可の例外に該 当します。申請者は、現在岩出市の賃貸住 宅に住んでいますが、子供の成長などによ り手狭となってきたため、実家に近い父親 所有の農地に住宅を建築するため転用する ものです。

なお、使用貸借権設定で、開発許可申請中です。No1につきましては現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんから報告があります。以上です。 ◆会長(谷河 績)なお、No1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので山本茂樹委員さん報告願います。

◆17番(山本茂樹) 議案第6号農地法 第5条第1項の規定による許可申請No1 について説明いたします。

面積・・・・・m²の農地です。この土地は 上です。 北サービスセンターから約・・・mの所に 粉河加太線沿いに面し運送業には最適な場 何かご意見、ご質問ございませんか。 所であります。・m・・cmほど土地をかさ 上げして県道より低くしてスロープで降り て利用する計画です。隣接農地の同意は得 ので、議案第7号は可決と決定しました。 ており、排水は南側水路へ排水するため六 箇井土地改良区の同意を得ています。又、 開発許可申請の関係上・・・・の同意 も得ております。なお、大雨の対策として 雨水調整地を設ける計画です。以上問題な すので、第14回総会を閉会いたします。 いと思いますがみなさんの慎重な審議をお 願いします。

◆会長(谷河 績)ありがとうございまし

ただいま、議案第6号について、説明、 報告が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第6号は可決と決定しました。 議案第7号 農用地利用集積計画につい て、提案いたします。

◆中川班長 番外 説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18 条第1項の規定による農用地利用集積計画 に基づく利用権の設定で、新規の契約が4 件ございました。

No1、No3は賃貸借権、それ以外は 使用貸借権の設定です。期間はNo1から No3が3年、No4が5年です。また、 No3、No4については農地中間管理事 業による和歌山県農業公社との貸借権の設 定です。面積は田が8,504㎡、畑が3, 395㎡、合計11,899㎡でした。以

◆会長(谷河 績)議案第7号について あり第2種農地にあたります。現場は県道 説明が終わりましたが、この議案について、

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます

◆会長(谷河 績) その他、何かござい ませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございま

13時37分 閉会